

○生活環境の保全に重大な影響のある浄化槽への措置を確実にを行い、水質保全や悪臭の防止を図る <把握している状況>

- ✓ 浄化槽は、人口減少など近年の社会情勢とあいまって、郊外地域や山間部を中心に重要な役割を果たしているが、単独処理浄化槽（単独槽）※がなお浄化槽全体の約半数（364万基/752万基（R2年度末））を占め、水質汚濁や悪臭発生の原因（行政相談でも浄化槽による悪臭や污水排出に関する苦情あり）
 - ※ 生活雑排水を直接放流するため、H13年度以降その新設が禁止。現在、し尿と生活雑排水双方を処理する合併処理浄化槽（合併槽）のみ新設が可能
- ✓ 周辺の生活環境の保全等の面で特に支障のある単独槽に対し、合併槽への転換を進めるため、浄化槽法が改正（R2.4.1施行）され、
 - i) 都道府県等が特定既存単独槽※と判定し、除却を求めるための助言・指導、勧告や措置命令
 - ii) 浄化槽台帳の作成
 - iii) 浄化槽の管理等に関し関係者間で必要な協議を行う協議会（法定協議会）の設置 を新たに規定
 - ※ 放置すれば生活環境の保全等に重大な支障が生ずるおそれのある単独槽
- ✓ 環境省は、法改正を踏まえ、特定既存単独槽に対する措置に関する指針や台帳の整備導入マニュアルのほか、浄化槽整備の取組事例集などを作成・提示
- ✓ しかし、老朽化が進み、不適正な単独槽が年々増加（破損又は変形、漏水状態：5,159件（H26年度）⇒6,939件（R2年度）と3割増）する中、都道府県等では、上記制度が十分に活用されず、特定既存単独槽に対する措置が進んでいない（特定既存単独槽の判定は1県のみ(R2年度)）

考えられる要因

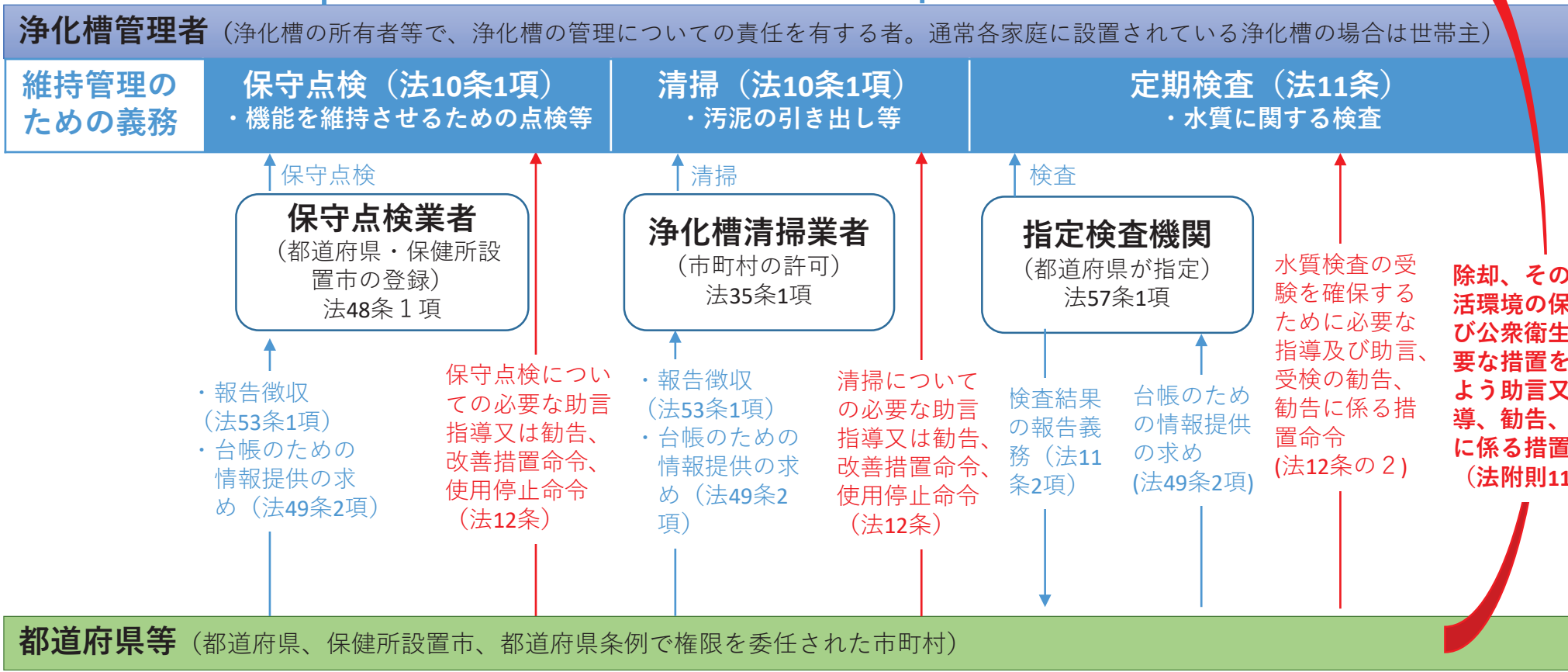
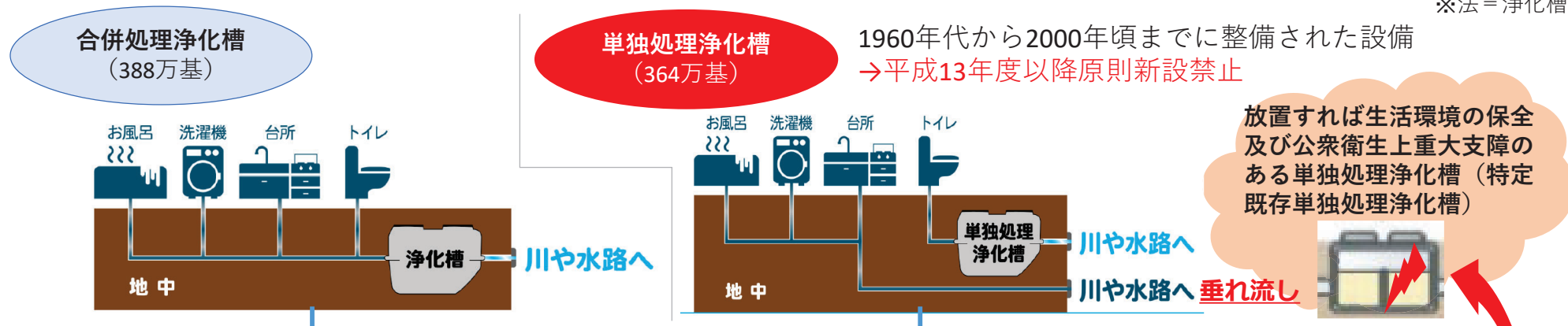
- 環境省は、特定既存単独槽を判定するための指針を作成しているが、現場の実情にあっておらず、活用しづらいものとなっているのではないか。
- 台帳や法定協議会を活用し特定既存単独槽を把握する仕組みができたが、現場での活用が必ずしも進んでいないのではないか。

把握すべき事項

- **特定既存単独槽に対する措置**
 - 不適正な浄化槽の把握と判定状況
 - 不適正にもかかわらず判定しない理由
 - 措置を進める上での課題
- **浄化槽台帳の活用**
 - 浄化槽情報の反映と関係部局や関係者との連携状況
 - 台帳の活用状況と活用に応じた課題
- **法定協議会の設置と活用**
 - 協議会設置に対する認識と設置に向けた支援ニーズ
 - 関係者間での情報共有や協議を進める上での課題

浄化槽の維持管理について（概要）

※法 = 浄化槽法



- ・特定既存単独処理浄化槽に対する措置（法附則11条）
 - ・浄化槽台帳の作成義務（法49条）（整備状況：45/47、保健所設置市85/85（令和2年度末））
 - ・浄化槽の設置や管理に関し関係者間で必要な協議を行うための協議会の設置（法54条）（都道府県、市町村の設置数：全国で24（令和2年度末））
- （注）図は環境省「浄化槽サイト」から引用